

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
発行人 橋本篤弘  
制作 茨城弘報(株)  
定価 一部 120円  
(会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2022  
VOL.647

6



初夏に微笑む(潮来市二本松寺)

写真提供者:水戸市 水谷 啓一氏

## ●2022 6月号 CONTENTS●

令和4年度 全国安全週間実施要綱	2
令和3年 県内の労働災害発生状況	5
労働保険の年度更新手続きはお早めに	6
令和3年賃金構造基本統計調査の結果	7
令和4年度 働き方改革推進支援助成金のご案内	8
茨城働き方改革推進支援センターのご案内	10
「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャンペーン中です!!	11

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ	12
全国産業安全衛生大会	13
能力向上教育開催のご案内	14
「令和5年3月新規学校卒業者の 就職に関する申し合わせ」が決まる!	15
県内の労働災害発生速報	15
令和4年死亡災害発生状況	15
講習会のご案内	16

# 令和4年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人力的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**安全は 急がず焦らず怠らず**

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主催者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

- ①安全衛生管理体制の確立
  - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
  - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
  - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
  - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
  - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
  - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
  - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
  - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③自主的な安全衛生活動の促進
  - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
  - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④リスクアセスメントの実施
  - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
  - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤その他の取組
  - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

### (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
  - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
  - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
  - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

### ③建設業における労働災害防止対策

#### ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

#### イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

### ④製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

### ⑤林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

#### イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

## (3)業種横断的な労働災害防止対策

### ①高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

### ②転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)

- ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

### ③交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

### ④熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)

- ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備
- イ 計画的な暑熱順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底
- エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握
- オ 熱中症予防に関する教育の実施
- カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請
- キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

# 令和3年 県内の労働災害発生状況

## ～死傷災害は前年比で12.5%増加～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における令和3年の労働災害発生状況を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上の死傷者数は、3,498人(前年比+388人、+12.5%)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、ここ数年は増加しています。

業種別にみると、最も死傷者が多いのは製造業で888人(全体の25.4%)、次いで保健衛生業が491人(同14.0%)、商業が483人(同13.8%)、陸上貨物運送事業が440人(同12.6%)、建設業が387人(同11.1%)の順で、全体の7割を超えています。

また、事故の型別でみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が217人(24.4%)で最も多く、次いで「転倒」が149人(16.7%)、商業では「転倒」が120人(24.8%)、陸上貨物運送業では「墜落・転落」が132人(30.0%)、建設業では「墜落・転落」が110人(28.4%)となっています。

このため、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、商業等においては、「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」が多く発生しており、重要な課題となっています。

死亡災害は前年比で4人増加の22人となり、業種別では、建設業で7人(全体の31.8%)、製造業と商業で各3人(同13.6%)、畜産・水産業で2人(同9.1%)、その他で7人の順となっています。

死亡災害を事故の型別でみると、「墜落・転落」が6人(全体の27.3%)、「はさまれ・巻き込まれ」が4人(同18.2%)、「飛来・落下」と「交通事故」が各3人(同13.6%)の順となっています。

このような状況を踏まえ、令和4年度は茨城労働局第13次労働災害防止推進計画の最終年に当たり、同推進計画に基づき、労働災害の多発業種を中心とした災害防止対策を推進するとともに、転倒、腰痛等の災害が多発する小売業、介護施設を対象として茨城県内のトップ企業等を構成員とする協議会を設置・運営し、企業同士の情報交換や労働災害防止について発信を行い、茨城県内の労働災害防止に関する機運の醸成を図ることとしています。

各事業場におかれましては、作業前に必ずリスクアセスメントを実施する等により、事前の対策を充実させ、関係者が一丸となった労働災害防止のための取組を強化するようお願いいたします。

## 令和3年の県内の労働災害発生状況

死傷災害(休業4日以上)発生状況

区分 業種	令和2年 (1月～12月)		令和3年 (1月～12月)		対前年比	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数	増減率(%)
製造業	833 (2)	26.8	888 (3)	25.4	55	6.6
鉱業	10	0.3	6	0.2	-4	-40.0
建設業	295 (4)	9.5	387 (7)	11.1	92	31.2
陸上貨物運送事業	407 (1)	13.1	440 (1)	12.6	33	8.1
農林業	78 (1)	2.5	59 (1)	1.7	-19	-24.4
畜産・水産業	142 (1)	4.6	140 (2)	4.0	-2	-1.4
商業	448 (2)	14.4	483 (3)	13.8	35	7.8
金融・広告業	22	0.7	31 (1)	0.9	9	40.9
通信業	55	1.8	54	1.5	-1	-1.8
教育研究業	28	0.9	59	1.7	31	110.7
保健衛生業	361 (1)	11.6	491	14.0	130	36.0
接客娯楽業	158	5.1	191 (1)	5.5	33	20.9
清掃・と畜業	115 (4)	3.7	108 (1)	3.1	-7	-6.1
その他	158 (2)	5.1	161 (2)	4.6	3	1.9
全産業(合計)	3,110 (18)	100.0	3,498 (22)	100.0	388	12.5

( )内は死者数で内数

# 労働保険の年度更新手続きはお早めに ＜受理相談会を開催いたします＞

令和4年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、令和4年6月1日(水)から令和4年7月11日(月)までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等では、下記のとおり受理相談会の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染防止対策には万全を期しておりますが、感染拡大防止の観点から、労働保険年度更新コールセンター(0120-165-180 開設期間5月30日～7月22日まで)等による電話相談、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

## 令和4年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月7日(木)	9:00～16:00	茨城県産業会館 中会議室B(水戸市桜川2-2-35)
	7月8日(金)	10:00～16:00	大子町中央公民館 第4研修室(久慈郡大子町池田2669)
	7月11日(月)	9:30～16:00	常陸太田市商工会 大会議室(常陸太田市中城町3210)
日 立	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	日立労働基準監督署 1階会議室(日立市幸町2-9-4)
	7月11日(月)	9:30～15:30	ハローワーク高萩 2階会議室(高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月6日(水)・7日(木)・ 8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	土浦労働総合庁舎 3階会議室(土浦市宍塚1838)
筑 西	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室(筑西市下中山581-2)
古 河	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	古河労働基準監督署 2階会議室(古河市東3-7-32)
常 総	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	常総労働基準監督署 会議室(常総市水海道淵頭町3114-4)
龍ヶ崎	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室(龍ヶ崎市川原代町四区6336-1)
鹿 嶋	7月8日(金)・11日(月)	9:00～16:30	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室(鹿嶋市宮中1995-1)

お越しの際は、申告書のほかに次の資料をご持参下さい。

### ○継続事業(建設事業、林業以外)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保険料算定期間中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額(支払義務が具体的に確定した賃金も含まれます。)が分かる資料

### ○一括有期事業(建設事業、林業)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に終了した工事に係る「工事台帳」、「工事請負契約書」、「伐採量・支払労務費明細書」等の資料

＜お問合せ先＞ 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで

# 茨城県の賃金(月額)は295,400円

## ～令和3年賃金構造基本統計調査の結果～

厚生労働省では、このほど令和3年賃金構造基本統計調査の結果の概要を取りまとめ公表しました。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金(令和3年6月分)についての集計結果で、対象は抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間企業です。また、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、令和元年の調査から、外国人労働者の賃金を集計しています。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。「令和3年賃金構造基本統計調査 結果の概況」で検索。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2021/index.html>)



### 1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)(全国)(注1)(注2)

男女計の賃金は、307,400円(前年比0.1%減)、男性では337,200円(同0.5%減)、女性では253,600円(同0.7%増)となっています。

### 2 短時間労働者の賃金(1時間あたり)(全国)(注1)

男女計は1,384円(年齢45.7歳、勤続年数6.2年)、男性は1,631円(年齢43.6歳、勤続年数5.4年)、女性は1,290円(年齢46.5歳、勤続年数6.5年)となっています。

### 3 外国人労働者の賃金(月額)(全国)(注1)

一般労働者のうち外国人労働者の賃金(月額)は、228,100円となっています。

### 4 茨城県の賃金(注1)

茨城県の一般労働者の男女計の賃金(月額)は、295,400円、男性では323,600円、女性では239,700円となっています。また、短時間労働者の賃金(1時間あたり)は、男性で1,496円、女性では1,202円となっています。なお、近隣都県の一般労働者の賃金(男女計)は下表のとおりとなっています。

#### 一般労働者の賃金の推移(月額、単位:千円)

県	年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
茨城県		298.9	305.9	299.8	300.7	298.7	301.0	295.4
栃木県		290.5	289.7	294.9	295.9	292.6	291.5	289.4
群馬県		283.1	281.7	282.4	281.9	287.4	286.2	282.4
東京都		383.0	373.1	377.5	380.4	379.0	373.6	364.2

(注1)6月分として支払われた所定内給与額の平均値

(注2)前年比差は、令和3年度と同じ推計方法で集計した令和2年度の数値を元に算出している。

# 令和4年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業事業主等(※)に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間適正管理推進コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から④の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること(成果目標により必須) (3)交付申請時点で年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (4)①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減 ②年次有給休暇の計画的付与制度の導入 ③時間単位の年次有給休暇制度の導入 ④病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対策のための休暇、不妊治療のための特別休暇のいずれかの導入	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から③の目標に向けた取り組みを全て行う予定の中小企業事業主 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること (3)交付申請時点で年5日の年次有給休暇取得に向け就業規則等を整備していること (4)①勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を新たに採用すること ②賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを新たに就業規則等に規定すること ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること
助成率、上限額	<b>費用の3/4を助成</b> ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・上記(4)①の取組の場合 令和4年度又は令和5年度に有効な36協定において、ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限150万円又は100万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります) イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円 ・上記(4)②の取組の場合 ⇒ 上限50万円 ・上記(4)③及び④の取組の場合 ⇒それぞれ上限25万円 ※上記(4)①から④に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	<b>費用の3/4を助成</b> ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成  上限額100万円 以下のいずれか低い額 ・成果目標達成時の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額 ・対象経費の合計額×費用の3/4を助成※  ※上記(4)①から③に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期限	令和4年11月30日(水)	令和4年11月30日(水)



コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	3者以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主(団体推進コースにおいては支給要件)	以下の(1)から(3)のいずれにも該当する事業場で(4)①から③いずれかに該当する事業場を有すること。 (1)労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 (2)交付申請時点で年5日の年次有給休暇取得に向けて就業規則等を整備していること (3)原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること (4)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ③既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場	以下のいずれかに該当する事業主団体※など (1)3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主  ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 など ※上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、相談窓口の設置費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期限	令和4年11月30日(水)	令和4年11月30日(水)

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。

交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

※中小企業事業主とは、「資本または出資額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業 (飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

<お問合せ、申請先>茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

中小企業・小規模事業者等の皆さま

# 茨城働き方改革推進支援センターのご案内

**働き方改革推進支援センター**では、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

こんなことで  
悩んでいませんか？

残業の上限規制って何？

助成金の申請はどうすればいいの？

36協定ってどうやって作るの？

同一労働同一賃金ってどうすればいいの？

そのお悩み、  
ぜひ専門家にご相談ください！

わが社の就業規則を見てほしい

テレワーク対応ってどうすればいいの？



## 「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

「働き方改革関連法」が順次施行され、令和5年4月には、中小企業への月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の引上げや、令和6年4月には時間外労働の上限が猶予されていた事業・業務（建設業・自動車運転の業務等）への上限の適用が予定されています。

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援を行っています。**

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が県内各所の会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

## 「働き方改革推進支援センター」の支援内容

### 来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。  
電話・メールでの相談も受け付けています。  
(受付時間：平日午前9時～午後5時まで)

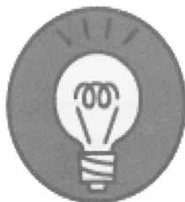


### セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

### 企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。



**茨城働き方改革推進支援センター** (受託団体 株式会社タスクールPlus)

TEL : 0120-971-728 FAX : 029-302-3472 E-mail : [ibaraki@task-work.com](mailto:ibaraki@task-work.com)  
ホームページ : <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/ibaraki.html>

事業主の皆さんへ

# 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

## ～重点事項～

Point  
**1**

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point  
**2**

勤務シフトの設定を適切にしましょう！

Point  
**3**

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point  
**4**

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point  
**5**

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時  
**0120-811-610** 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



ひと、暮らし、みらいのために

**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

## 地域産業保健センターの御案内

小規模事業場(労働者50人未満)の事業者、労働者を対象に労働安全衛生法で定められた保健指導など、以下の産業保健サービスを提供しています。ぜひ御利用ください。

- 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

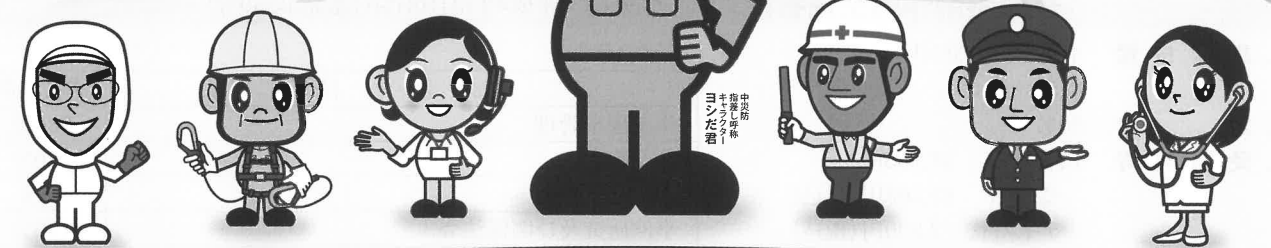
名称	対象地域	連絡先
水戸地域 産業保健センター	水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、 茨城町、大洗町、城里町、東海村	TEL 029-305-9911 FAX 029-305-9910 E-mail tisanpo@mito-med.or.jp
県北地域 産業保健センター	日立市、高萩市、北茨城市	TEL 0294-33-0058 FAX 0294-36-3508 E-mail kenhoku@ibarakis.johas.go.jp
土浦地域 産業保健センター	土浦市、石岡市、つくば市、 かすみがうら市、小美玉市、阿見町	TEL 029-875-6057 FAX 029-875-6081 E-mail tsuchi@ibarakis.johas.go.jp
県西地域 産業保健センター	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、 八千代町	TEL 0296-25-3334 FAX 0296-25-3334 E-mail kenseisanpo@ibarakis.johas.go.jp
古河地域 産業保健センター	古河市、境町、五霞町	TEL 0280-23-0333 FAX 0280-23-0333 E-mail koga@ibarakis.johas.go.jp
太田地域 産業保健センター	常陸太田市、常陸大宮市、大子町	TEL 0294-70-1155 FAX 0294-70-1156 E-mail ota@ibarakis.johas.go.jp
常総地域 産業保健センター	常総市、坂東市、守谷市、 つくばみらい市	TEL 0297-22-2421 FAX 0297-22-2431 E-mail joso@ibarakis.johas.go.jp
県南地域 産業保健センター	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、 利根町、河内町、美浦村	TEL 0297-79-1066 FAX 0297-79-1068 E-mail kennan@ibarakis.johas.go.jp
鹿行地域 産業保健センター	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市	TEL 0299-90-3440 FAX 0299-90-3441 E-mail shcak@isis.ocn.ne.jp

第81回

# 全国産業安全衛生大会



参加申込  
6/1より  
受付開始  
インターネットでのお申込みは  
特設ウェブサイトから!



大会テーマ **太宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵**

**開催期間** 令和4年 **10月19日(水) → 21日(金)**  
オンデマンド配信期間：令和4年10月19日(水)～11月4日(金)

**会場** 総合集会：マリンメッセ福岡 B館 (福岡県福岡市)  
分科会：福岡国際会議場、マリンメッセ福岡 A館

**参加費** 一般 1名 16,500円(税込)  
中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

**同時開催** 緑十字展2022 マリンメッセ福岡 A館  
**参加費無料**

**総合集会 特別講演**  
10月19日(水) 15:30～17:00  
マリンメッセ福岡 B館  
**生命を捉えなおす**  
～動的平衡の視点から～  
生物学者、青山学院大学教授 **福岡伸一氏**

特設ウェブサイト：[https://online-academic-society.3esys.jp/jisha\\_taikai2022/](https://online-academic-society.3esys.jp/jisha_taikai2022/)  
詳しくは中災防ホームページをご覧ください。(5月上旬オープン予定)



- 主催：中央労働災害防止協会 ● 協力：公益社団法人福岡県労働基準協会連合会
- 協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- 後援：厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO 駐日事務所、福岡県、福岡市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK 福岡放送局 (関不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~  
**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association  
中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課  
TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>



# 能力向上教育開催のご案内

～ゼロ災達成のためにレベルアップを目指しませんか～

時代の変化にあわせて、労働環境や法令も移り変わっていくものです。労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ、事業場における安全衛生の水準の向上を目指しませんか。

当連合会では、9月に下記の能力向上教育を開催しますのでご案内申し上げます。

**申込方法** 受講申込書に所要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAX又は郵送でお申込み下さい。受講料は申込み後、受講票と請求書を受け取ってからお支払い下さい。  
 なお、テキストの事前送付をご希望の場合は、送料として580円(税込)を加算いたします。  
 ※茨城県内で1冊～10冊

**申込先** (一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F  
 TEL:029-225-8881 FAX:029-227-4507

**講習会場** (一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター  
 (水戸市渋井町塚橋263-1 駐車場有 TEL:029-221-6880)  
 ※会場を変更する場合があります。

## 職長・安全衛生責任者能力向上教育 (平成29年2月20日基発0220第3号)

1. 講習日程 令和4年9月1日(木)

8:50～16:10

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 8,780円

受講料 7,700円(税込)

テキスト代 1,080円(税込)

### 4. カリキュラム

講習科目	講習時間
職長等及び安全衛生責任者として行なうべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
・災害事例研究 ・危険予知活動 ・危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置 上記の内1以上の科目	130分

※受講対象者は職長・安全衛生責任者教育を修了の方となります。

## 有機溶剤作業主任者能力向上教育 (平成4年6月10日付け基発第330号)

1. 講習日程 令和4年9月5日(月)

8:50～17:20

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 14,768円

受講料 12,568円(税込)

テキスト代 2,200円(税込)

### 4. カリキュラム

講習科目	講習時間
作業環境管理	120分
作業管理	120分
健康管理	60分
事例研究及び関係法令	120分

※受講対象者は当該作業主任者技能講習を修了の方となりますが、修了されていない方でも受講ができます。

## 安全管理者能力向上教育 (平成11年9月17日付け基発第555号)

1. 講習日程 令和4年9月16日(金)

8:50～17:15

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 14,768円

受講料 12,568円(税込)

テキスト代 2,200円(税込)

### 4. カリキュラム

講習科目	講習時間
最近における安全管理上の問題とその対策	120分
最近における安全管理手法の知識	120分
災害事例及び関係法令	180分

※どなたでも受講することができますが、本講習をもって安全管理者選任時研修が修了となるものではありません。

## 特定化学物質作業主任者能力向上教育 (平成8年2月21日付け基発第77号)

1. 講習日程 令和4年9月26日(月)

8:50～17:15

2. 定員 50名

3. 受講料等 1名につき 14,988円

受講料 12,568円(税込)

テキスト代 2,420円(税込)

### 4. カリキュラム

講習科目	講習時間
作業環境管理	120分
作業管理	60分
健康管理	60分
事例研究及び関係法令	180分

※受講対象者は当該作業主任者技能講習を修了した方となりますが、修了されていない方でも受講ができます。

**衛生管理者能力向上教育は1月に開催予定です。**

## 「令和5年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

茨城県就職問題検討会議において、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

令和5年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

## 県内の労働災害発生状況速報 (令和4年4月末現在)

業種別		令和3年	前年同期
計		( 11 ) 1,068	( 8 ) 931
製造業		( 6 ) 254	( 2 ) 219
鉱業		( 1 ) 3	( 0 ) 1
建設業		( 3 ) 100	( 4 ) 93
内  訳	土木	( 1 ) 21	( 1 ) 28
	建築	( 2 ) 66	( 3 ) 50
	その他	( 0 ) 13	( 0 ) 15
運輸交通業		( 1 ) 128	( 0 ) 101
貨物取扱業		( 0 ) 8	( 0 ) 9
農林業		( 0 ) 17	( 0 ) 13
畜産水産業		( 0 ) 17	( 1 ) 37
商業		( 0 ) 126	( 0 ) 130
その他		( 0 ) 415	( 1 ) 328

(注) ( )内は、死亡者で内数

## 令和4年死亡災害発生状況

### 4月発生分

発生月 時間帯	職  種 年  齢 経  験  年  数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起  因  物	
4月 11～12時	作業員・ 技能者 60歳代 30年	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築 工事業	飛来・落下	工場の解体工事現場で、取り外したスレート屋根材を束ねて、2階から1階に下ろす作業をしていたところ、スレート屋根材が落下し、1階で荷の待機をしていた被災者に当たった。
			荷姿の物	
4月 10～11時	作業員・ 技能者 30歳代 9ヶ月	機械(精密 機械を除く) 器具製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	プレス機械の金型を取付け作業中、動いてきた台車と集塵機の間にはさまれた。
			プレス機械	
4月 8～9時	作業員・ 技能者 30歳代 3年	ゴム製品 製造業	転倒	フォークリフトを運転して下り坂の道路を走行中、フォークリフトが横転し、その下敷きになった。
			フォークリフト	
4月 1～2時	貨物自動車 運転者 60歳代 11年	一般貨物 自動車運送業	交通事故	4トラックを運転して国道を走行中、道路左側の縁石に乗り上げ、その勢いで対向車線にはみ出したため、対向車線を走行していた10tトラックと正面衝突した。
			トラック	

# 講習会のご案内 (令和4年6月中旬~7月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
6/21~22・23・24	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/26~27・28・29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
6/23~24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/12~13	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/12~13	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/14~15	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
6/20~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/13~15	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西・古河協会
<b>ガス溶接</b>		
7/30~31	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
<b>玉掛け</b>		
7/14~15・17・24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/21~22・23・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/21~22・8/6・20	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
7/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
7/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/2	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
7/3	平成館 (古河市)	古河協会
7/5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
7/21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/28	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
7/14~15・16	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
7/22~23・24	平成館 (古河市)	古河協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
7/7~8・9	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>石綿作業主任者</b>		
7/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
6/16~17	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/6~7	平成館 (古河市)	古河協会
7/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
7/6	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/7	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
7/13	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
<b>プレス・シャーの金型等取付け等の業務</b>		
7/17	平成館 (古河市)	古河協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
6/27~28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会・常総協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
6/17	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
7/2・4(実技3H)	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
7/18	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
7/20	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
6/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
7/19・20・21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/22~23	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
6/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会

<b>特定粉じん作業</b>		
6/29	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/16	平成館 (古河市)	古河協会
<b>職長教育</b>		
6/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/15~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/22~23	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
6/28~29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
7/9~10	平成館 (古河市)	古河協会
7/14~15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
7/26~27	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
7/27~28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
7/7~8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/13~14	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
7/20~21	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
6/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/26	平成館 (古河市)	古河協会
7/25~26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
<b>リスクアセスメントリーダー養成研修</b>		
6/25	平成館 (古河市)	古河協会
<b>ゼロ災研修会</b>		
7/13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>KYTトレーナー研修会</b>		
7/28~29	ワークヒル土浦 (土浦市)	連合会
<b>化学物質管理者養成研修</b>		
7/14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
7/6	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
7/15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)</b>		
6/23~25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/4~6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
7/11~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)</b>		
7/7~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)</b>		
6/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)</b>		
6/27~28	茨城県産業会館研修室 (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478